

畑作物共済（大豆）単位当たり共済金額について【令和8年産】

(単位：円/10kg)

類区分	区 分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位	引受方式
1類（白大豆）	交付金対象農業者以外	1,130	1,020	900	790	680	/	/	/	/	/	半相殺方式及び 全相殺方式、帳簿 全相殺方式
	交付金対象農業者 課税対象農業者	2,730	2,460	2,180	1,910	1,640	1,130	1,020	900	790	680	
	交付金対象農業者 免税対象農業者	2,810	2,530	2,250	1,970	1,690	1,130	1,020	900	790	680	
	種子用	3,930	3,540	3,140	2,750	2,360	/	/	/	/	/	
2類（丹波黒）	丹波黒	11,610	10,450	9,290	8,130	6,970	/	/	/	/	/	半相殺方式及び 全相殺方式
6類（乾燥子実で 収穫され、かつ、 田で耕作する大豆）、 7類（乾燥子実で 収穫され、かつ、 畑で耕作する大豆）	交付金対象農業者以外	1,130	1,020	900	790	680	/	/	/	/	/	地域インデック ス方式
	交付金対象農業者 課税対象農業者	2,730	2,460	2,180	1,910	1,640	1,130	1,020	900	790	680	
	交付金対象農業者 免税対象農業者	2,810	2,530	2,250	1,970	1,690	1,130	1,020	900	790	680	
	種子用	3,930	3,540	3,140	2,750	2,360	/	/	/	/	/	
	丹波黒	11,610	10,450	9,290	8,130	6,970	/	/	/	/	/	
	丹波黒以外の黒大豆	2,340	2,110	1,870	1,640	1,400	/	/	/	/	/	
9類（乾燥子実で 収穫され、かつ、 黒大豆の品種であ る大豆）	丹波黒	11,610	10,450	9,290	8,130	6,970	/	/	/	/	/	帳簿全相殺方式
	丹波黒以外の黒大豆	2,340	2,110	1,870	1,640	1,400	/	/	/	/	/	

1. この表において「交付金対象者」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。）をいう。

2. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

3. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。